

(提案基準第13号)

既存の住宅団地における自己用住宅の建築に関する基準

この基準は、宅地分譲を目的として線引き前から造成工事が着手され、線引きの日から8年以内（逆線引きの区域は5年以内）に完成している住宅団地における自己用住宅の建築を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

1 申請地は、次のいずれにも該当していること

(1) 必要な公共施設などが旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）

による技術基準と同程度に整備されている住宅団地内に所在する土地であること。

(2) 線引き前から工事が着手され、適法な手続により宅地化された土地であること。

(3) 既成の区画を分割したものでなく、かつ、原則として165平方メートル以上の面積を有する土地であること。

2 申請者は、申請地の所有者（所有することとなる者を含む。）であること。

3 申請に係る建築物の規模等は、申請者の自己用の一戸建専用住宅としてふさわしいものであること。

4 申請者が現在居住している住居について過密・狭小・被災・立ち退き・借家等の事情がある場合など、社会通念に照らし新規に建築することがやむを得ないと認められる合理的理由が存すること。

5 建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)